

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称) ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
舛添要一

記

第1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：株式会社ペニンシュラ東京

代表者：代表取締役 マルコム・トンプソン

所在地：東京都千代田区有楽町一丁目8番1号

2 対象事業の名称及び種類

名称：(仮称) ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業

種類：飛行場の設置

3 対象事業の所在地

東京都千代田区有楽町一丁目8番1号

第2 意見

【騒音・振動】

- 1 本事業ではヘリコプターの飛行ルートを、築地から銀座及び有楽町上空を通過する東ルートと桜田門から日比谷濠上空を通過する西ルートの2ルートを計画しているが、これらのルートを選定した理由が不明確であることから、これを明らかにすること。
- 2 計画ヘリポート及びヘリコプターの飛行ルート周辺には、福祉施設・教育施設・医療施設・住宅等があることから、ヘリコプターの運航に伴う騒音の影響が懸念される。
このことから、現況調査・予測・評価に当たっては、これらの配慮すべき施設等の最新の立地状況を把握した上で、東京都環境影響評価技術指針に基づき、適切な調査・予測・評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

26環都環第344号

平成26年10月7日

株式会社ペニンシュラ東京

代表取締役 マルコム・トンプソン 殿

東京都知事

舛添要一

「(仮称) ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業」に係る
環境影響評価調査計画書に関する審査意見書について (送付)

このことについて、東京都環境影響評価条例第46条第1項の規定に基づき、
環境影響評価調査計画書審査意見書を作成したので、同条第2項の規定に基づ
き送付する。

26環都環第344号
平成26年10月7日

千代田区長

石川 雅己 様

東京都知事

舛添 要一

「(仮称) ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業」に係る
環境影響評価調査計画書に関する審査意見書について (送付)

このことについて、東京都環境影響評価条例第46条第1項の規定に基づき、
環境影響評価調査計画書審査意見書を作成したので、同条第2項の規定に基づ
き、その写しを送付します。

26環都環第344号
平成26年10月7日

中央区長

矢田 美英 様

東京都知事

舛添 要一

「(仮称) ザ・ペニンシュラ東京ヘリポート整備事業」に係る
環境影響評価調査計画書に関する審査意見書について (送付)

このことについて、東京都環境影響評価条例第46条第1項の規定に基づき、
環境影響評価調査計画書審査意見書を作成したので、同条第2項の規定に基づ
き、その写しを送付します。